

ID: 7

担当部署: 税務課

処分の概要	延滞金の免除		
例規名 根拠条項	赤平市債権管理条例 第9条第5項		
例規番号	平成23年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第9条 市長等は、債務者が公債権を納入しないときは、法令、他の条例に定めがあるものを除き、第6条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年14.6パーセント(当該指定期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(赤平市道路占用料徴収条例(昭和31年条例第6号)に規定する占用料及び赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和63年条例第10号)に規定する受益者負担金にあっては、年14.5パーセント(当該指定期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合)を乗じて得た金額を延滞金として徴収する。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 第1項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 第1項の規定による延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 市長等は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金を免除することができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

担当部署: 税務課

処分の概要	遅延損害金の免除		
例規名 根拠条項	赤平市債権管理条例 第10条第3項		
例規番号	平成23年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (遅延損害金) 第10条 市長等は、債務者が私債権を納入しないときは、第6条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延損害金として徴収する。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長等は、災害その他特別の事情があると認めるときは、遅延損害金を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日